



## VOICE

## 改めて「被害者のための正義」の闘いを！

常盤大学 諸澤 英道  
勇

常盤大学国際被害者学研究所を開設するにあたり、10月2日に、岡村先生、猪野さん、本村さんたちをお招きし、世界被害者学会の過去三代の会長をパネリストに加えて「被害者のための正義は日本においてどう実現されるべきか」をメインテーマとするシンポジウムを開きました。

この「被害者のための正義 (Justice for Victims)」という言葉は、少なくとも1980年代に、国連をはじめ国際的な会議で盛んに使われていた言葉ですが、私は、恥ずかしながら "Justice for Victims" という言葉の日本語訳を、何の疑いもなく、私の指導教授の訳に従い「被害者のための司法」としていました。

最近になって、私は、この日本語訳は間違っているのではないかと疑問に駆られ、世界被害者学会の有力メンバーたちに、この場合の "Justice" の意味は何かと問いかけてきました。その結果、「被害者のための司法」では全く意味をなさないこと、さらに、「被害者のための正義」という問題は、欧米ではすでに1970年代から、近代刑事司法制度の最大の問題として議論されて来たことを知ったのです。私は、つい最近まで、被害者問題が「正義」の問題であるということを正確に認識していなかったことになりました。ご存知の方も多いと思いますが、わが国でもしばしば

神戸連続児童殺傷事件と対比される1993年にイギリスで起こった「ジェームス・バージャーちゃん (当時2歳) 殺害事件」の2人の加害少年 (当時10歳、釈放時18歳) が2001年6月に仮釈放されたときに、遺族のみならず多くの人々が怒り、政府に抗議行動を起こしたのですが、その時の抗議のローガンが「被害者のための正義」の闘いでした。このイギリス人たちの感覚からすれば、神戸連続児童殺傷事件の元A少年がこんなにも早期に仮出院するのは、正に、正義に反することになります。

私たちは、これからの運動の取り組みを「正義を求めての闘い」と考えなければならないと思います。犯罪者の権利保護を中軸にした近代法の生成が「正義」に反するという、極めて「正常」で「常識的な」感覚を、私たちは大事にする必要があります。先日松山で開かれた第46回日弁連人権擁護大会を傍聴して、今もって頭の中が犯罪者の人権尊重で固まっており、被害者の訴訟参加に理解を示す首相の考えをファシズムに例える弁護士たちを目の当たりにしました。私としては、前世紀の遺物を見る思いでした。しかし、このような人たちがいる以上は、あすの会の感覚が正常で、彼らの感覚が異常であることを、あらゆる機会を捉えて訴えていく必要があると思っています。

## INDEX

Voice 改めて「被害者のための正義」の闘いを！	1
Topics 被害者の裁判参加 ネーバンクラーゲ を傍聴して	2
おかしいと思いませんか・法律まめ知識	3
署名活動	4~6
犯罪被害者の権利に関する動き	7~8
活動報告	9
関東集会/関西集会/中部集会/九州集会の報告	10~11
運営の基本・会計/あとがき	12

## TOPICS

### 被害者の裁判参加 ネーベンクラージェ を傍聴して

産経新聞記者 長戸雅子

ドイツの法廷には「裁判の当事者」のための席が3つある。被告・弁護側と検察官。ここまでは日本と同じだ。もうひとつの席は検察官の横に設けられている。刑事裁判に参加する被害者のための席だ。もちろん、柵の内側だ。被害者が刑事裁判に参加する制度をドイツではネーベンクラージェという。ネーベンとは隣りの意味のほか付随のという意味があり、クラージェは提訴、起訴のことである。

裁判に参加する被害者はネーベンクラージェ(女性の場合はネーベンクラージェリン)と呼ばれ、被告への質問権、証拠調べ請求権、意見陳述権、裁判官への忌避権など検察官、弁護人とほぼ同じ権利が与えられている。

被害者が参加するというと「法廷が応報的になる」という危惧の声が必ずあげられる。果たして本当にそうなのか。日本の今の刑事裁判とどのように違うのだろうか。とにかくこの目で見たいと思い、研修の許可を得たバイエルン州ミュンヘンの区・地裁でいくつかのネーベンクラージェ裁判を傍聴した。結論をひとことでいうと、普通の刑事裁判だった。法廷は整然と審理が行われ、応報的、荒れた法廷を目にすることは、傍聴した六件のうち、一度もなかった。そしていずれのケースでも被害者は堂々としていた。

五歳の男の子が両親の長年の知人の男性に性的いたづらを受けた事件。男性は両親の信頼を逆手に取り、両親の外出時にベビーシッターを買って出、その際に犯行に及んだのだ。両親は二重に傷つけられた。その痛みを両親は裁判に参加(質問や意見陳述などは被害者補佐人が全て行い、両親は傍聴席からこのやり取りを見守った)することで訴えた。

「長年隣人として付き合いしてきたのに、なぜこんなことをしたのか。あなたは信頼というものを悪用したのです。」「正しく罰して欲しい。」「少しでも真実を知りたい。」当事者が当事者として発する問いや思いには独特の重さ、説得力がある。それは応報とは全く違うものだ。前にも同じ罪で起訴されたこの被告には初の実刑判決が下された。

「傍聴席で聞いているだけの受身の存在でなく、能動的に裁判に関わることが大切。能動的に関わるからこそ感情的になる被害者はいない。」とは被害者保護活動に熱心なミヒャエル・クルーザー弁護士の言葉だ。クルーザー弁護士だけではない、法廷で対峙する弁護人側もネーベンクラージェの意義や役割をきちんと評価していたのが印象的だった。

傷害事件で被告の弁護人を務めたトーマス・クラウス弁護士はこう言った。「犯罪で失うものが算定の容易な物質だけで済むならこの制度はいらないかもしれない。しかし犯罪による損害、傷はもともと算定が不可能だ。そして本当に回復が必要なのはこれらの傷、損害だ。だからネーベンクラージェは必要なのだ。」

もうひとつの当事者席はドイツの自然な法廷風景の一部となっていた。そして日本でも9月に、法務省が「犯罪被害者のための施策を研究する会」を立ち上げ、被害者の被告への質問権付与などの検討に本格的に乗り出した。私も2回目の会合に呼んでいただき、この制度がきちんと機能していること、また司法関係者だけでなく警察やボランティアが連携し、社会として被害者が支援されている現状を報告させていただいた。法律家の間で強い反対意見があることも承知しているが、導入に前向きな意見を聞くことも最近が増えた。日本でももうひとつの、そして重要な当事者席が設けられる日も近いのではないかと思う。



## 第7回 おかしいと思いませんか

衣料品店を営んでいるAさんは、店の品物を万引きされることがよくあります。

少年が万引きをして品物を家に持ち帰ると、それに気づいた母親は少年を連れ、品物をもってお詫びに来ます。母親は、Aさんの前で少年を叱り、少年も涙を流して謝罪します。母親は、代金や賠償金を払って行きます。

万引少年は、一カ所だけでなく他の店でも万引きすることも多く、警察が万引少年を捕まえて家宅捜査すると、被害品が続々と発見されることがあるそうです。ある日、警察官が品物を持ってAさんを訪ねてきました。万引き少年の自宅を捜索したとき、A衣料品店の商品が見つかったので、確認のためにやって来たのです。Aさんが自分の店の商品に間違いはないといいますと、警察官は黙って被害品をおいて帰って行きました。品物は、汚れてしまって売りものにはなりません。警察官は、少年の名前、住所、親の名前を一切教えてくれません。犯罪少年のプライバシーを守り、社会復帰させるための障害になるといけないというので、少年法が教えることを禁止しているのです。

母親が万引きを発見したときは、品物を持ってわびに来る、弁償もする。警察官が発見したときは、少年も、親も詫びに来ない。弁償もしない。親の名前も、住所も分からないままです。

母親が発見したときと警察官が発見したときでは、こんなにも違うのです。

おかしいと思いませんか。

### 法律まめ知識 ⑨

### 告訴・告発・被害届

「警察に被害届を出しています。」「告訴はなさいましたか?」「被害届と告訴はどう違うのですか?」

告訴と被害届の違いについてご質問をよく受けますが、被害届も告訴も、被害を受けたことを警察や検察に申告することですが、告訴は、これに加えて、加害者の起訴を求めるものです。

両者の違いとして、告訴がないと起訴できない事件があります。親告罪と言われるもので、強姦罪、強制わいせつ罪が代表例です。加害者の弁護人が、起訴の前に示談をまとめて告訴の取下げを被害者にお願ひするのは、起訴を免れるためと言っても過言ではありません。(なお、強姦罪や強制わいせつ罪でも加害者が複数の場合や被害者がケガをした場合には親告罪にはなりません。)

また、告訴があると、検察官は、不起訴処分にしたことを告訴人に通知しなければなりませんし、告訴人から求められれば、不起訴の理由を知らせなければなりません。これは、不起訴が妥当か不当かについて検察審査会へ審査請求する機会を与えるためです。検察官が告訴人から意見を聴かないまま不起訴にすることはありませんので、捜査機関からあまり連絡がない事件では告訴しておくのも選択肢の一つです。

告訴は、被害者や親権者等の法定代理人ができ、被害者死亡の場合には親族が代わってできます(刑事訴訟法230条~234条)。

告訴状は、弁護士に依頼して書面を作ってもらうのが望ましいと思いますが、検察官または警察官は、口頭による告訴を受けた場合は調書を作る義務がありますので、弁護士がついていないという理由や、書面でないという理由で告訴を受理しないのは刑事訴訟法241条に違反します。

なお、告訴と似た言葉として、告発がありますが、告訴権者でない人が犯罪事実を申告し、犯人の起訴を求めるものが告発です。誰が申告するかの違いで、申告の効果は告訴とほぼ同じです(親告罪は告発できません)。

全国犯罪被害者の会は7月9日、それまでに集まった40万人近くの署名を添えて、犯罪被害者のための刑事司法、訴訟参加、附帯私訴を求める総理大臣宛の要望書を、法務大臣に提出し、小泉総理から心強いお言葉をいただいたことは、ニュース・レター15号でお知らせしたとおりですが、その後の状況について紹介させていただきます。

### 総理大臣の所信表明 — 犯罪被害者の人権を尊重 —

9月25日、小泉内閣総理大臣は、衆議院における所信表明演説の中で、「犯罪被害者の人権を尊重した捜査、裁判の実現を目指します」と力強く明言されました。

所信表明演説は、極めて重いものですから、総理の犯罪被害者の権利確立に向けての強い意志が感じられます。

### 『犯罪被害者のための施策を研究する会』発足

法務大臣は8月1日、法務総合研究所のなかに、研究会を立ち上げることを表明されました(ニュース・レター15号「署名簿提出後の動き」として掲載)が、この度『犯罪被害者のための施策を研究する会』として立ち上がりました。

第1回研究会は9月17日に開催され、その席上、鶴田法務総合研究所所長は私たちの署名による要望事項にもふれて、以下のようなご挨拶がありました。

「犯罪被害者やそのご遺族の苦痛、悲嘆、怒り等を真摯に受け止め、その立場に配慮し、保護・支援を図ることは、刑事司法に課せられた重要な責務であります。(一部省略)

しかしながら、近時、現行の制度では不十分であり、訴訟参加や附帯私訴の導入等の法整備を行うべきであるなどの要望が、多数の方々の署名を添えて、犯罪被害者やその遺族の方々から寄せられるなど、被害者保護の充実を求める国民の声が高まりを見せており、先月には、法務大臣から事務当局に対し、現行制度に加えて、更にどのような形で犯罪被害者の保護・支援を図ることができるかについて調査・研究するようとの指示がありました。(一部省略)

新たな犯罪被害者保護施策の検討に際しましては、犯罪被害者やその遺族の方々の要望事項、現行制度の運用の実情、諸外国における諸施策等について十分に調査し、我が国の刑事訴訟制度に合う形で導入可能な犯罪被害者保護のための施策としてどのようなものがあるか、これを導入する場合の留意事項は何かなどについて、幅広い観点から検討を行い、議論を深める必要があるものと思われまます。

研究会におきましては、今後の犯罪被害者の保護・支援に資する施策を実現する上で有益な資料が得られますよう、活発な調査・研究をお願い致します。」

さらに研究会の目的、メンバー(学者9名、法務省関係、オブザーバーとして警察庁・最高裁判所)、開催予定(月1回程度)および活動の概要が、法務省より発表されました。

10月3日には第2回研究会が開催され、井上保孝さん、郁美さん(当会会員)と長戸雅子さん(産経新聞、今号Topics寄稿者)が出席され、参考人としてお話をなさいました。

所信表明の文言も、研究会の発足も、署名活動に基づいて要望した成果の表れだと思えます。今後研究会より、犯罪被害者の保護や支援に関して前向きな資料が提出され、被害者の権利を確立する法律が制定されるには、多くの国民がその実現を望んでいることを示さなければなりません。

そのためにも、これからも署名活動を引き続き展開してまいります。

どうぞ、ご協力をお願い申し上げます。

## 署名活動に参加して

最初は自分と家族程度のもりもりが、おそろおそろまわりに声をかけてみると、皆さんが耳を傾けて話を聞いて快く署名してくださり、第1回目の3月の締め切りまでに500名以上の方々から署名をいただく事が出来ました。

6月22日には、あすの会の皆様が東京からおみえになり、新潟で街頭署名活動となりました。もちろん私にとっては初めての経験で、新潟という地域性もあり、正直いって最初は恥ずかしさが先に立ちましたが、だんだんとお願いしていくうちに、どのように声をかけたらよいか、わかりやすく説明するには、とかいろいろ考えながらやっていたように思います。新潟におみえになったあすの会の皆様、本当にご苦労様でした。

その後も、私の友人、知人がまたその友達などに声をかけてくれて、本当に多くの方々から署名をいただいたことに感謝しています。

この活動が実って、法の改正の実現となる日を心待ちにしながら、今後も細々ながら、署名活動を続けていこうと思っています。

(6月22日新潟：中曽根えり子)



10月26日 鹿児島

私が二日間の活動を通して学んだ事(署名活動の極意)をお聞き下さい。

- ① まずは格好(疲れにくい靴と寒暖に対応できる服装)
- ② 持ち物(予備の署名用紙・リーフレット・筆記用具)
- ③ 一期一会の精神(自分が会う人はあすの協力者か同じ痛みを持つ人かもしれないと一人一人に真剣な眼差しと力強い声で向きあおう)
- ④ チームワーク(複数で署名してくれる人に即対応できるよう仲間の動きにも気配りを)
- ⑤ 感謝の心(個人的時間をさいて賛同の意を表してくれた方にお礼を)
- ⑥ プライド(ヘコみそうな時でも未来に必ず大きな結果をもたらすという岩のような信念を)

署名活動は大変かしらと思っているあなた、大丈夫!決してあなたは一人ではなく仲間と全国のたくさんの賛同して下さる方たちが側にいるのです。さあ、一緒に今日も頑張って歩みましょう!

(8月23日旭川、8月24日札幌：高田理恵)

最初の青森市での活動は、「署名お願いします」の一言がでず心配もしましたが、今回の秋田、盛岡での対応は2回目ということもあって時間の経つのも忘れて、道行く人達に声かけすることができたと思っております。そのような中で考えさせられたこととして、最近こんなに事件・事故が多発して他人事ではないはずという状況でもチラシさえ受け取らず、又「いいです」とか無言で素通りする人達もいるということです。その要因として

- ① 自分には(家族を含め)そのような災難はふりかからないと思込んでいる人
- ② 何か物売りや勘違いをしている人
- ③ 思想家集団のPRの場所と思込んでいる人
- ④ 住所を記入すると他に悪用されると思込んでいる人

などいくつかあげられると思いますが、それらの疑問を街頭で瞬時に解き、1人でも多くの人に署名をいただく為に、これからもたゆまぬ啓蒙活動を続ける必要を感じました。

青森・秋田・盛岡での署名にご協力いただいた方から「応援してます、頑張ってください」と声をかけられる場面が数多くありましたことに心より感謝していますと共に、このような活動が1日

も早く実を結び被害者にも充分陽の当たる司法制度が確立されることを祈らずにはおられません。

(9月6日秋田、9月7日盛岡：吉田勝弥)

今年の2月、九州集会の世話人の藤田様からの呼びかけで、はじめて博多駅前での街頭署名活動に参加しました。広島から博多までの車中では、多少の不安もありましたが、現地に着くと、すでに会員の方々が署名活動をはじめていて、私もすぐに、署名用紙を受け取り、道行く人々に声をかけました。ゆっくりとではありましたが、かなりの数の署名がとれました。声をかけた市民の方の反応は、NHKの放送などもあったのか、「テレビを見た」とか「今の裁判では被害者はひどい目に遭うね」など、共感の声が寄せられました。

その後、長崎、佐賀と署名活動に参加させていただきました。この署名により、被害者の私たちが、自ら街頭に立つことで、市民の方に日本の刑事裁判の問題性を直接語りかけたと思います。

私たちの署名活動をさらに広げ、司法制度見直し、被害者および遺族の完全な人権の確立のため、皆様と手を携えてまいりましょう。

(2月23日博多：畑寛恵)



9月28日 山形

私自身、大阪、神戸、和歌山、金沢、福井と5ヶ所しか参加していないので、あまり確かなことを云うことのできる立場ではありませんが、署名を訴えかける相手の反応、対応が今年の春頃とは変わってきているように感じました。寒い時期に比べると、気候のせいもあるかもしれませんが、「日本の司法制度を改めさせる」ことでは多くの国民の中に、この署名運動が問題を投げかけていると思います。犯罪が多発する現状に否応なく多くの人たちが考えざるを得なくなっているのかもしれない。

今はまだ「気の毒な犯罪被害者の人たち」という他人事の立場、同情で署名する人が多いかもしれませんが、一方署名を訴える自分自身を振り返ってみると、これは署名を始めたころに比べて、この運動で被害者の権利を実現しなければというある程度の使命感のようなものを身につけてきたことは事実です。署名の感想ではありませんが、シンポジウムの意見やマスコミの対応などにも影響を与えていると実感する場面があります。また、最近の事件・裁判報道を通じてみると弁護士よりも、むしろ検察、裁判官にある程度のインパクトを与えているのではと感じます。

(2月15・16日大阪、2月22・23日神戸、9月7日和歌山、9月14日金沢、9月15日福井：藤本護)

関西地方で和歌山だけ残っていた署名活動には、関西集会の仲間、カレー事件被害者・遺族の皆さん、そして紀の国被害者支援センタースタッフ一同(13名)が応援に駆けつけてくれました。残暑厳しい中、JR和歌山駅前には人通りも少なく、参加したスタッフの中から「人がおらんや」と言う声も聞かれたほどです。が、心配をよそに多くの方からご協力いただき、集計の結果1150名余りもの署名を集めることができました。

また、当日はテレビや新聞などいろいろなメディアの方々が来てくれました。ある局のカメラマンは通行人に署名を呼びかけながらカメラを撮っていました。あの暑い中、署名活動に協力してくださった一人ひとりの気持ちと、犯罪被害者の思いが大きくなうねりとなって、被害者の制度確立へ向けて近い将来実現となることを期待したいと思います。みんなの気持ちが団結できた意味のある一日でした。

(9月7日和歌山：黒江恵美子)

## 街頭署名活動の予定

日 時	場 所
11月23日(日) 11時～15時	香川 JR高松駅前
29日(土) 11時～16時	群馬 高崎タカシマヤ前 (ビブレ側のT字路周辺)
30日(日) 11時～16時	山梨 岡島百貨店前
30日(日) 11時～15時	徳島 JR徳島駅前
30日(日) 11時～14時	沖縄 沖縄三越前 (国際通り)
12月 7日(日) 11時～16時	長野 JR長野駅前
1月24日(土)	愛媛 詳細は未定
25日(日)	高知 "
25日(日)	静岡 "
2月 1日(日)	三重 JR四日市駅前

~~赤字~~

詳細が決まり次第、ホームページでお知らせします。お手伝いいただける方は、事務局までご連絡ください。なお会場周辺の会員、ボランティアの方にお手伝いをお願いすることがあるかと存じますが、その際は、ご協力いただければ幸いです。

## 犯罪被害者の権利に関する動き

10月16日から19日にかけて愛媛県松山市において、日弁連人権擁護大会が開催されました。16日のシンポジウムで岡村代表と会員の岡本真寿美さんが講演を行い、17日の大会において、以下の『犯罪被害者の権利の確立とその総合的支援を求める決議』がなされました。

## 犯罪被害者の権利の確立とその総合的支援を求める決議

わが国では、これまで長い間、多くの犯罪被害者が社会的に放置されて孤立し、きわめて深刻な状態におかれてきた。

近年、地下鉄サリン事件などを契機として、社会的関心の高まりと犯罪被害者自身の懸命な努力により、犯罪被害者保護二法が制定され犯罪被害者等給付金支給法が改正されるなど、ようやく犯罪被害者支援に一定の前進がみられた。

しかし、これらはあくまで部分的な改善にとどまるものであり、犯罪被害者支援に係るわが国の現状は国際水準と著しく乖離している。

犯罪被害者が、大きな打撃から立ち直り、憲法によって保障された幸福な生活を追求することができるようにすることは、国と社会の責務である。犯罪被害者支援は、法的、経済的、精神的諸側面から総合的に行われなければならない。

以上から、当連合会は、国に対し以下の施策を求める。

- 1 犯罪被害者について、個人の尊厳の保障・プライバシーの尊重を基本理念とし、情報提供を受け、被害回復と支援を求めること等を権利と位置づけ、かつ、国および地方公共団体が支援の責務を負うことを明記した犯罪被害者基本法を制定すること。
- 2 生命・身体に対する被害を受けた犯罪被害者が、十分な経済的支援を受けられる制度を整備すること。

- 3 多様な犯罪被害者支援活動を推進するための民間支援組織の重要性に鑑み、財政面を含めその活動を援助すること。
- 4 殺人等の重大事件の犯罪被害者が、捜査機関・裁判所・メディアに対する対応等に関し、弁護士への支援を受け、その費用について公的援助を受けることを可能とする制度を創設すること。
- 5 捜査機関が犯罪被害者の訴えを真摯に受けとめて適切に対応するよう、警察官・検察官に対する教育・研修を徹底するとともに、犯罪被害者に関する捜査機関の施策の改善のために立法等必要な措置をとること。

当連合会は、犯罪被害者が刑事訴訟手続に参加する諸制度の是非およびあり方について、早急に議論を深めるとともに、民間支援組織との協力関係を強化し、犯罪被害者に対する相談支援活動をさらに拡充して、犯罪被害者の権利確立と支援のために全力を尽くす決意である。

以上のとおり決議する。

2003年（平成15年）10月17日

日本弁護士連合会

堺市では、全国で初めて市議会が『犯罪被害者の権利と被害回復を求める意見書（以下全文）』を全会一致で可決し、国会に送りました。この意見書は当会の署名の要旨が取り入れられたものです。このような動きが他の地方議会や市民にも広がり、国を動かす後押しとなることを願うばかりです。

### 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

わが国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途を辿っています。このような現状の中、犯罪被害者とその家族は、一生立ち上がれないほどの痛手を受けながら、偏見と好奇にさらされ、正当な援助も受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきました。

「刑事裁判は、社会秩序維持を護るためにあるので、被害者のためにあるのではない」という、1990年の最高裁判所判決が、わが国の犯罪被害者がおかれている立場を明確にしています。この一方で加害者に対しては、逮捕以後、医療費や食料費、生活管理費等から国選弁護報酬費まで、平成12年度で427億9,104万円もの高額な公費を国が負担しています。このような一方的に「加害者の人権」だけが保護される不公正な扱いを是正し、国民の誰もが犯罪被害者になる可能性がある以上、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の補償や精神的支援など被害回復のための制度を確立することは、国の責務であります。

よって、

- 一、犯罪被害者のための刑事司法を実現し、
- 一、犯罪被害者が刑事手続に参加できる制度（訴訟参加）を創設し、また、
- 一、犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度（附帯私訴）を確立することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年9月24日

堺市議会



## 活動報告

月	日	活 動	内 容
8	23	第23回街頭署名	旭川ーデパート「丸井今井 旭川店」前
	24	第24回街頭署名	札幌ー北洋銀行大通支店前
	24	第29回関西集会	
	30	第 8回九州集会	
9	4	第 9回九州集会	
	6	第25回街頭署名	秋田ーポポロード(イトーヨーカドー秋田店2階入り口階段下付近)
	6	本村幹事講演	大津市教育委員会にて
	7	第26回街頭署名	盛岡ーデパート「パルクアベニューカワトク」付近
	7	第27回街頭署名	和歌山ーJR和歌山駅前
	13	第28回街頭署名	富山ー総曲輪通り デパート「西武」前・アーケード下
	13	松村幹事出席	「交通事故調書早期開示を求める被害者連絡会」設立記念集会
	14	第29回街頭署名	石川ーデパート「大和」前
	15	第30回街頭署名	福井ーデパート「だるまや西武」前
	19	岡村代表講演	「IDR研究懇親会」
	19	林幹事パネリストとして出席	近畿弁護士会連合会、大阪弁護士会主催 「犯罪被害者問題関西プレシンポジウム」
	20・21	第31回街頭署名	東京駅ー犯罪被害者支援キャンペーンにて
	20	第22回関東集会	
	21	第34回幹事会	
	24	土川弁護士講演	足利市北郷地区社会教育振興委員会主催 「社会人権教育啓発事業学習会」
	27	第32回街頭署名	福島ーイトーヨーカドー福島店前
	28	第33回街頭署名	山形ーデパート「大沼 山形本店」前
	28	第34回街頭署名	大分ーデパート「トキハ 大分店」前
	28	第30回関西集会	
28	第 3回中部集会		
10	2	岡村代表講演 猪野幹事、本村幹事パネリストとして出席	「常磐大学国際被害者学研究所」開設記念シンポジウム
	3	岡村代表ほか幹事出席	全国被害者支援ネットワーク主催 「犯罪被害者支援の日制定記念・中央大会」
	3	本村幹事講演	熊本犯罪被害者支援センター主催 「犯罪被害者支援講演会」
	11	第35回街頭署名	島根ーJR松江駅前
	12	第36回街頭署名	鳥取ーJR鳥取駅前
	16	岡村代表、岡本真寿美さん(会員)講演	日弁連人権擁護大会シンポジウム 第1分科会 あなたを一人にしない！ ー犯罪被害者の権利の確立とその総合的支援を求めてー
	18	第23回関東集会	
	18	第 4回中部集会	
	19	内村幹事、田村監査出席	全国交通事故遺族の会総会
	26	第37回街頭署名	鹿児島ー天文館電停付近
	26	第31回関西集会	
	29	岡本真寿美さん(会員)講演	熊本県警察学校にて

## 関東集会の報告

月 日	参加者人数	内 容
9月20日	26名 (会員23名)	<p>講演 「少年非行の現状とその背景」 警視庁少年育成課 石橋氏</p> <p>少年非行の現状 凶悪化 出会い系サイトによる性非行 薬物など</p> <p>非行の背景 社会環境、家族関係の変化 非行少年の特性 (精神発達の未熟さによる犯行) 幼児的万能感と耐性の低さ 贖罪感のなさなど</p> <p>会員の話し合い 未解決事件について 事件が時効になる遺族の心境などが語られ、やはり 時効は廃止してほしいという強い要望が出た。 懸賞金を出すことについても意見が交わされた。</p>
10月18日	28名 (会員24名)	<p>10月16日松山で開催された日弁連人権擁護大会の 報告</p> <p>NHK 報道番組「治安はとりもどせるか 少年犯罪」の ビデオ上映</p> <p>上映後の話し合いでは、少年犯罪は少年本人だけに 罪があるのではない。少年の意識をそのように育てた 親にも責任あり。親を矯正(教育)するべきではない かという意見が多数出た。</p>

### 次回以降のおしらせ

12月13日(土) 13時～17時 シニアワーク東京 5階 第3セミナー室  
 1月17日(土) 13時～17時 " 5階 第1セミナー室  
 千代田区飯田橋3-10-3  
 TEL (03) 5211-2307

会費 1000円

会員の方で、参加を希望される場合は、事務局までお申し込みください。

参加者は会員を原則としますが、関心のある報道機関の方や学生の方で傍聴を希望される場合は事務局へご連絡ください。

## 関西集会の報告

月 日	参加者人数	内 容
8月24日	17名 (会員17名)	<p>「報道被害」をテーマに話し合った。 島根、鳥取、和歌山、石川、福井県の街頭署名活動の 具体的な話し合い、日程決まる。</p>
9月28日	26名 (会員19名)	<p>「報道被害」をテーマに話し合った。</p>
10月26日	13名 (会員13名)	<p>警察や支援センターともっと交流し、パイプを強くする 必要がある。 経済的支援が必要である。</p>

## 次回以降のお知らせ

12月 7日(日) 13時～17時 クレオ大阪西  
 1月11日(日) 13時～17時 "

大阪市此花区西九条6-1-20  
 TEL (06) 6460-7800

## 中部集会の報告

月 日	参加者人数	内 容
9月28日	6名 (全員会員)	中部集会立ち上げから、現在までの経過報告 自己紹介と現在の状況報告 世話人の役割(北折健次郎さんを中心に進めていただくことになる) 11月の岐阜市での署名活動について 定例会日について
10月18日	6名 (全員会員)	岐阜駅での署名活動について打合せを行ったところ、現地に詳しい人がおらず、話が進まず急遽、現地に下見に。想像していた所と大きな違いがありました。

## 次回以降のお知らせ

12月20日(土) 13時～17時 ウィルあいち  
 名古屋市東区上堅杉町1番地

TEL (052) 962-2511

1月17日(土) 13時～17時 つながれっと NAGOYA(名古屋市男女平等参画推進室)

2月21日(土) 13時～17時 "

名古屋市中区千代田5-18-24

TEL (052) 241-0311

## 九州集会の報告

月 日	参加者人数	内 容
8月30日	10名(会員8名)	署名活動についての話し合い
9月 4日	会員13名	署名活動についての話し合い 福岡犯罪被害者支援センターとの交流会 センターおよび警察関係者、弁護士約20名を迎え、犯罪被害者の実状、犯罪被害者支援センターの現状、支援センター、弁護士への要望を率直に述べる事ができ、実りある交流会がもてました。

## 次回以降のお知らせ

1月開催を予定しておりますが、詳細に関しては未定です。

## 運営の基本

### 【会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。

### 【ボランティア】

ボランティアとしてご協力いただける方はお申し出ください。登録用紙をお送りします。必要に応じて各種応援をしていただきます。

### 【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。

また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には、十分留意いたします。

## 会計

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務所管理、ニューズレター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、全て支援者の寄付金で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

### 寄付金のお振り込み先

□郵便局

00170-6-100069 「あすの会」

□三井住友銀行 丸の内支店

(普) 6577163 「あすの会 代表幹事 岡村 勲」

□東京三菱銀行 丸の内支店

(普) 2149873 「あすの会 代表幹事 岡村 勲」

## 法廷付き添い

### 事件を思い出す裁判傍聴に

**私達が付き添います！**

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い想いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人達です。

調整が見つからない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日（傍聴券必要の有無）
- 次回の公判期日
- 付添を希望する者への希望（年齢等）
- 起訴状のコピー送付の可否

## 無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を毎週木曜日に行っています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあわれた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽にお電話ください。

□ PM 1:00 ~ 4:00

□ 03-5319-1773



## おねがい

ニューズレターに対するみなさまのご意見・ご感想をお寄せください。取り上げてほしい記事などがございましたら、お教えてください。

どうぞ、よろしく願い申し上げます。



## あとがき

事件は3年前に起こりました。11月6日、懸賞金による捜査を考えていた矢先に犯人が逮捕されました。報道によると犯人は中学校の同級生ということでした。被害者の方の年齢が犯人より3つ少ないことに無性に腹が立ち、悔しくてたまりませんでした。

被害者の無念を思い、今まだ未解決である事件の、一刻も早い解決を願わずにはられません。